

議案第 63 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）6月25日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり宝塚市立病院の医療行為により生じた損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和5年（2023年）4月4日に相手方が市立病院へ通院する際に、市立病院の正面玄関にて転倒し、右足の付け根に強い痛みを感じたが、当時の担当医師は痛みの原因を既往症である椎間板ヘルニアによる腰の神経の圧迫と判断し、同年5月に腰椎の手術を行った。しかし、実際には右大腿骨を骨折しており、約1年後に他院からの指摘により発覚し、当時の検査画像を確認したところ、大腿骨骨折の跡が写っていることから見落としが判明した。見落としがなければ、侵襲の少ない髄内釘による骨接合手術で治療可能だったが、高侵襲な人工股関節置換術が必要となり後遺症が残存した。

また、令和6年（2024年）10月に相手方が激しい腰痛と発熱で再入院した際に、当時の担当医師は、その時点においては整形外科的に異常なしと診断したが、その後令和7年（2025年）3月に他院で化膿性脊椎炎であることが判明した。市立病院でも、臨床経過を総合的に判断していれば、入院中に化膿性脊椎炎と診断し、手術等の治療をすることも可能であった。

これら宝塚市立病院の医療行為による損害を賠償する。

2 賠償の金額

2 6, 1 2 9, 3 3 7 円

3 賠償の相手方

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第〇〇号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 治療費	1,400,916 円
(2) 治療関係費	33,443 円
(3) 交通費	268,800 円
(4) 入院雑費	354,000 円
(5) 休業損害	1,257,867 円
(6) 入通院慰謝料	2,765,900 円
(7) 後遺障害慰謝料	6,900,000 円
(8) 後遺障害逸失利益	13,148,411 円
合 計	26,129,337 円

(参考資料)

1 診療の経過

令和5(2023)年

4月4日	患者様は肩及び腰部から大腿部の痛み、痺れ等の症状により当院に定期的に通院をされていました。患者様が当院に通院時、正面玄関付近にて転倒され、即時に入院されました。MRIの画像診断の結果、主治医は右外側第4, 5腰椎椎間板ヘルニアによる右第4腰椎神経根障害の増悪と診断し、腰椎手術 (TLIF) の手術適応であると判断しました。このとき、右大腿骨転子部骨折を見落としていました。
5月8日	腰椎手術(TLIF)を施行
6月22日	リハビリテーション病院へ転院
11月17日	自宅へ退院。以後、当院整形外科外来で通院加療

令和6(2024)年

6月20日	患者様が腰痛を主訴に近隣のクリニックを受診されたところ、陳 ^{ちん} 旧 ^{きゅうせい} 性 (古い傷痕) 右大腿骨転子部骨折が発見されました。
6月21日	当院へ入院
6月27日	右人工股関節置換術 (THA) 施行
7月8日	主治医が令和5(2023)年4月4日のMRI画像を見直したところ、スカウトビュー (位置決め用の撮影) において右大腿骨転子部に骨折線が写っていたことが判明、主治医が患者様へ説明し謝罪しました。 見落としがなければ、侵襲の少ない髄内釘による骨接合術で治療可能でしたが、高侵襲な人工股関節置換術が必要になりました。
7月9日	リハビリテーション病院へ転院
10月4日	自宅へ退院
10月12日	自宅で激しい腰痛があり当院へ入院
10月15日	腰椎MRI検査。2024年4月30日のMRIと比べて変化なしと診断
10月19日	発熱 (38℃) あり。血液検査等を実施し、抗菌剤を投与
11月6日	腰椎X線検査の実施

令和7(2025)年

2月	看護師は腰痛持続について主治医へ追加検査を提案するも、主治医は検査の必要なしと判断し実施しませんでした。 ⇒ 患者様は 10 月 12 日の入院以降、一貫して腰痛を訴えられたが、主治医は整形外科的に異常なしと診断しました。
2月25日	リハビリテーション病院へ転院
3月17日	リハビリテーション病院入院中も腰痛が継続しました。大学病院整形外科からの派遣医師が患者様を診察して化膿性脊椎炎を疑いました。患者様は大学病院での治療を希望されました
3月27日	大学病院へ入院。腰椎MRI施行。化膿性脊椎炎と椎間板炎であると診断しました。
3月28日	大学病院で腰椎手術(TLIF、L3/4)
5月26日	リハビリテーション病院へ転院
7月24日	自宅へ退院

令和8(2026)年

現在	自宅にてリハビリ継続中
----	-------------

2 再発防止について

当院は再発防止策として、治療に難渋している症例を汲み上げ、医療チームで患者情報を共有、診断、治療すること、加えて、患者の状態を正しく捉えるための自己研鑽を推進し、医療の安全と質の向上に向けて取り組んでまいります。